

## 就学校の変更について

就学する小・中学校は、居住している住所によって指定されますが、相当の理由がある場合は、保護者からの申請によって学校を変更することができます。

### □学区外就学

田子町に住民登録されている方で、指定校以外の田子町立小学校へ通学する制度です。保護者の申請により、指定校以外の小学校へ通学することができます。

### □区域外就学

田子町外に住民登録されている方で、田子町立小・中学校へ通学する制度です。申請により、田子町内の小・中学校へ通学できます。なお、田子町に住民登録されている方が、町外の市町村立小・中学校に通学したい場合は、希望する学校を所管する市町村教育委員会に申請することになります。

### □就学校の変更（学区外・区域外就学）に係る認定基準

区分	理由	許可期間
健康への配慮	身体障害や病弱等健康上の理由から、通学に配慮が必要と認められる場合	必要と認められる期間
通学への配慮	通学距離が指定校より近い場合	卒業まで
家庭の事情への配慮	保護者の勤務先が近くにある、又は通学途中にある場合	必要と認められる期間
	家庭の事情から、第三者の協力を必要とする場合	
学校生活への配慮	在学中の兄姉に指定校変更を認めており、保護者及び当該児童生徒の負担等を考慮して必要と認められる場合	兄姉の許可期間
	転居予定又は一時的な転居の場合	転居予定日まで
教育面での配慮	児童生徒の性格や交友関係を考慮して必要と認められる場合	必要と認められる期間
	学年終了、学期終了、行事等終了まで在籍する場合	学年、学期、行事等終了まで
	たびたび転校する状況にあり、再度の転校が児童生徒の負担になると認められる場合	必要と認められる期間
教育面での配慮	いじめ、不登校等により、在籍校への通学が困難であると認められる場合	部活動在籍期間中
	就学すべき学校に希望する部活動がない場合	
教育面での配慮	その他教育委員会が必要と認める場合	必要と認められる期間

問い合わせ先；田子町教育委員会教育課学務グループ

TEL 0179-20-7072 FAX 0179-20-7075